

会 議 録

会 議 名	平成 23 年度第 2 回山陽小野田市障害福祉計画検討委員会
開 催 日 時	平成 24 年 1 月 12 日（木）午 2 時 30 分～午後 4 時 25 分
開 催 場 所	山陽小野田市役所 本庁舎 3 階 第 1 委員会室
出 席 者	山陽小野田市障害者協議会 伊藤和義 山陽小野田市社会福祉事業団 植木亨 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 上村篤子 小野田ボランティア連絡協議会 尾崎燎子 山陽小野田市民生児童委員協議会 河口軍紀 山陽小野田市社会福祉協議会 硯谷かやの 一般公募 竹内桂子 民間福祉従事者 社会福祉法人神原苑 平山美加 山陽ボランティア連絡協議会 水田愛子 小野田市医師会 森田純一 山陽小野田市手をつなぐ育成会（知的） 矢田英治 厚狭郡医師会 吉武和夫 宇部公共職業安定所 矢玉俊治 山陽小野田市精神保健家族会 和田昌祐
欠 席 者	障害者就業・生活支援センター 神野洋子 教育関係者（学校教育課） 藤本哲城 山陽小野田市肢体不自由児（者）父母の会 田平ひづる
事 務 担 当 課 及 び 職 員	市長 白井博文 健康福祉部長 田所栄 高齢障害課長 堀本正春 高齢障害課長補佐 木本順二 高齢障害課障害福祉係長 杉山洋子 高齢障害課障害福祉係主任 大海弘美 高齢障害課障害福祉係 森山まゆみ
会 議 次 第	1 市長あいさつ 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 「第 4 章 施策推進の方向」について

会 議 次 第	(2) 「第 5 章 「障害福祉サービス等」の円滑な推進」について (3) 第 6 章 計画の推進体制」について 4 その他
議 事	◆ 1 について 市長があいさつを行った。 ◆ 2 について 会長があいさつを行った。 ◆ 3 について 事務局が(1)の説明を行った。 ◆ 質疑応答は次のとおり 委員：資料 5 9 ページに「まつば園」は就労継続支援 B 型へ移行とあるが、就労移行支援も一緒に多機能で行うので加えていただきたい。 事務局：書き加える。 市長：成年後見制度が十分に活用されていない。原因は、成年後見人がつくと被後見人が選挙権を失ってしまうという障害があるため。制度は変わったか。 委員：保佐・補助・後見とあるが、選挙権を失うのは後見のみ。被後見人の選挙権が失われるのは違憲として 4 か所で裁判が行われたが、結論はまだ出ていない。1 0 0 万人署名も行われた。結果が出次第、障害者総合福祉法に盛り込まれるのではないかと思います。 事務局：現状では被後見人には選挙権はない。 会長：軽度の認知症や知的障害者等の場合は、市社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業を実施しているので、成年後見制度の前に利用して欲しい。 委員：「かに工房」は平成 2 4 年 4 月から就労継続支援 B 型を実施したいと県へ申請したが、1 項目だけ基準を満たしていない。就労継続支援 B 型の事業所規模は利用定員 2 0 人以上という規定があるが、現在の利用者は 1 3 人。過疎地や離島であれば 2 0 人未満でも認めてもらえる。今の事業所の収入では利用者の送迎も行えないので利用者も増えないし、資格をもった指導員を雇うこともできないのでどうなるかはまだわからない。今の利用者はほとんどが公共交通機関を利用して通所している。障害者手帳を所持しているので半額で利用できるがそれでも利用

議 事	者には負担である。身体障害者手帳 1 級や療育手帳の A を持っても、概ね障害年金 2 級に相当する額しか受給できていない。よく見て判定基準を検討して欲しい。 事務局：新年度の「かに工房」の予算は、現在の地域活動支援センターとして計上する予定である。しかし県の指定がおりればそれに伴って市も就労継続支援 B 型の予算を確保するため柔軟に対応したいので、県から通知等があれば高齢障害課へ連絡をお願いしたい。また、資料の 59 ページの記載は平成 24 年 4 月以降に就労継続支援 B 型へ移行と書き換える。それから、障害年金と障害者手帳はそれぞれ制度が違い、市が独自で決められるものではないので御理解いただきたい。 委員：資料 75 ページに 5 歳児検診の実施を検討するとあるが、いつ頃から実施するのか。現状では、1 歳半児検診と 3 歳児検診があるが、3 歳児検診を廃止して 1 歳半児検診と 5 歳児検診にするのか。 事務局：現在は、幼稚園や保育園に通園している子については 5 歳児において早期発見のための心理相談を実施している。幼稚園や保育園に通っていない子も含めて対象とすべきではないかということがあって、あえて 5 歳児検診として加えた。今回の計画は、高齢障害課だけでなく健康増進課等他課にも投げかけをして回答をもらっているが、5 歳児検診については平成 26 年度までにどのように実施するかを含めて検討することになっています。 市長：今、平成 24 年度の予算のヒアリングを実施している。その中で保健、検診、医療費、福祉関係について、県の姿勢が後退しているような感じがする。県が手を引くと国も補助金を減らしてくる。国からの補助金を減らされないために県の肩代わりを市がする。山口県はもう少し前向きに福祉を後退させないようによっていただきたいと市長として痛感している。 委員：グループホーム・ケアホーム入居者への費用の一部を助成とあるが、どの程度の助成か。 事務局：市内にケアホームはない。グループホームのみであるが、他市町のケアホーム・グループホームを利用している人もいる。1 万円を上限として家賃を助成する。
-----	---

議 事	◆ 3 について 事務局が(2)の説明を行った。 ◆ 質疑応答は次のとおり 委員：資料 9 1 ページの「のぞみ園」の平成 2 4 年度以降の利用人数が 1 8 人となっているが、来年度 1 人の利用が決定しているので、1 9 人と記載していただきたい。将来的には 2 0 人に増やしたいと思っている。 事務局：訂正する。 委員：障害福祉サービス提供事業者の新規参入について、目処があるのか。 事務局：むべの里が、湯の峠地区かグリーンヒル山陽の近くに事業所を開設したいという話があり、県には予定があるという書類が出ている。ただ平成 2 4 年度すぐにではなく、何年度になるかはわからない。規模はグループホームの定員が 1 0 名程度と就労関係のサービスが 3 0 名程度ということである。 委員：機能訓練のサービスを提供できる事業所が近隣にないということだが、市民病院が行うリハビリとは違うのか。 事務局：別のものである。この機能訓練は、事業所が障害福祉サービスの指定を受けて、障害者の方に対して行う訓練である。一番近い事業所は山口市にある。 委員：市社会福祉協議会で、階段の昇降や歩行訓練等はできないのか。 事務局：県に実施するサービスの申請をして、指定を受ければできる。そのときには、人員配置やトレーニングをするための部屋の広さ等について基準があるのでその基準を満たして申請すれば可能である。 委員：市民病院でリハビリを受けている人がいるが、期間が決まっているため良くなりかけてきたときに終わってしまう。そういう人たちが機能訓練を受けることができるか。 事務局：このサービスは障害者自立支援法に基づくものなので、基本的には「障害者手帳」を所持していることが要件となる。身体的に不自由がある人が日常生活において自立していくための訓練であるので、通常のリハビリとは違うところがある。 委員：手話奉仕員の登録をしているが、利用者が少ない。手話奉仕員のスキルアップ研修も必要だが、利用の啓発をしていき
-----	--

議 事	たいが、どこに必要としている人がいるかもわからないのでできない。 事務局：現在は、障害者手帳を交付するときに、対象となる人にはコミュニケーション支援事業について説明をしている。また、障害福祉のしおりや広報にも掲載をしている。今後も啓発を継続していく。 委員：利用する人がたくさんいれば、手話奉仕員として登録する人も増える。 事務局：障害者協議会にも制度の周知をしている。聴覚障害者とボランティアとの交流会を開催したときも、対象者全員に案内をしている。社協だよりも掲載されていたし、今後も定期的に広報に掲載する等PRをしていく。 委員：計画相談支援の利用人数の見込みは何を目安にしたのか。 事務局：現在サービス利用計画を利用している方のほかに、病院を退院して在宅へ戻る方や独居の方等を優先し少しずつ範囲を拡大し、最終的には施設入所者も対象となる。3年後には在宅の方も施設入所の方も含めてというのが国の意向だが、具体的な範囲についてはまだ国から指示がない。現在サービス利用計画は宇部の事業所をお願いしているが、今後、市内の事業所や他に相談を受けてくれる事業所が増えれば計画の数値に組み込むことができる。市としては、事業団に期待している。 ◆3について 事務局が(3)の説明を行った。 ◆質疑応答はなし ◆4について 事務局：2月1日から1か月間パブリックコメントを実施する。そのときに委員の皆さんの名簿をつけるので御協力いただきたい。 健康福祉部長があいさつの後、閉会。
-----	--